参考様式第５－１号

壬 農 振 第 １ ０ ０ 号
令 和 8 年 9 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

壬生町長 小菅 一弥

市町村名 （市町村コード）	壬生町 （093611）
地域名 （地域内農業集落名）	南犬飼地区 （上田）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年9月25日 （第2回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

・地域内で70歳以上の農業経営者が5割と高齢化が進んでいる。また、アンケートによると後継者がいない農家も多く、今後担い手の減少が見込まれ、遊休農地の増加の懸念がある。農地を規模拡大を考えている農家にどのように集積するのかが課題である。
・農業経営が厳しい。このままでは耕作放棄地が増えていく状況にある。
・農地を貸したいが、借り手が少ないことやまた、相続未登記の土地などがあるため、農地バンクの利用が難しい。

（2） 地域における農業の将来の在り方

・水稲の農地の集積・集約を推進する。
・いちごなどの施設園芸野菜や有機農業の露地野菜の推進を図っていく。
・規模拡大を希望する地区内の農家に集積、集約化を進める。また、地区外の農家・法人などを受け入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	184 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	184 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
優良農地の土地については、積極的に集積、集約化を図っていく。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を推進し、将来的に担い手が効率的に農地が利用できるよう集約化を図る。
（3）基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業については、地域の状況に応じて検討していく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業公社設立も含めて、今後の町の動向に注目する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】